

新旧対照表

別紙 9

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） （C - 5020）</p> <p>輸入（納税）申告書の記載要領 <申告書上段の記載要領> （省略）</p> <p><申告書の中段のうち、関税に関する欄の記載要領></p> <p>「品名」欄には、「輸入統計品目表」の分類に<u>沿って</u>、詳細に記載するよう指導する。</p> <p>「番号」欄には、税表の適用上の所属区分のうち号（6けたの番号）（「輸入統計品目表」に定める番号と共に）を記載する。ただし、「輸入統計品目表」の第22部に掲げる特殊取扱品については、当該品目表に定める番号（6けた）を記載する。</p> <p>「統計細分」欄には、「輸入統計品目表」に定める細分番号（3けた）を記載する。</p> <p>なお、申告貨物が再輸入品の場合には、細分番号（3けた）の末尾に統計基本通達25 - 7（再輸出入品識別符号）に定められた識別符号「Y」を記載する。また、申告貨物がEPA税率（関税法基本通達3 - 2（条約に基づく税率の適用）の<u>のうち同通達68 - 5 - 0の(28)に規定するアセアン包括協定によるEPA税率以外のEPA税率を適用する場合</u>には、細分番号（3けた）の末尾に識別符号「F」を、<u>アセアン包括協定によるEPA税率を適用する場合</u>には、細分番号（3けた）の末尾に識別符号「H」を記載する。ただし、EPA税率のうち、経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成17年政令第35号）に基づき、経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品の当該譲許の便益を適用する場合には、細分番号（3けた）の末尾に「F」の記載に代えて識別番号「K」を記載する。（以下省略）</p>	<p>輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） （C - 5020）</p> <p>輸入（納税）申告書の記載要領 <申告書上段の記載要領> （同左）</p> <p><申告書の中段のうち、関税に関する欄の記載要領></p> <p>「品名」欄には、「輸入統計品目表」の分類に<u>沿つて</u>、詳細に記載するよう指導する。</p> <p>「番号」欄には、税表の適用上の所属区分のうち号（6けたの番号）（「輸入統計品目表」に定める番号と共に）を記載する。ただし、「輸入統計品目表」の第22部に掲げる特殊取扱品については、当該品目表に定める番号（6けた）を記載する。</p> <p>「統計細分」欄には、「輸入統計品目表」に定める細分番号（3けた）を記載する。</p> <p>なお、申告貨物が再輸入品の場合には、細分番号（3けた）の末尾に統計基本通達25 - 7（再輸出入品識別符号）に定められた識別符号「Y」を記載する。また、申告貨物がEPA税率（関税法基本通達3 - 2（条約に基づく税率の適用）の<u>のうち同通達68 - 5 - 0の(28)に規定するアセアン包括協定によるEPA税率以外のEPA税率を適用する場合</u>には、細分番号（3けた）の末尾に識別符号「F」を記載する。ただし、EPA税率のうち、経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成17年政令第35号）に基づき、経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品の当該譲許の便益を適用する場合には、細分番号（3けた）の末尾に「F」の記載に代えて識別番号「K」を記載する。</p> <p>（以下同左）</p>